

議事日程第5号

平成28年3月16日(水)

- 第1 議案上程(議案第1号から第44号まで)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)
質疑、討論、表決
 - 第2 継続審査事件の報告
議会広報特別委員会
質疑
-

本日の会議に付した事件

- 第1 は議事日程に同じ
 - 第2 は議事日程に同じ
 - 第3 議案上程(議案第45号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第4 議会案上程(議会案第33号及び第34号)
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第5 議会案上程(議会案第35号及び第36号)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
 - 第6 継続審査事件の承認
-

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	木元義博
局長補佐	湊智志
主席主査	杉本一也
主席主査	夏井大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	杉本俊比古
教育長	鈴木雅彦	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	佐藤盛己
産業建設部長	原田良作	教育次長	目黒重光
企業局長	安藤恒昭	企画政策課長	菅原信一
総務課長	藤原誠	財政課長	八端隆公
税務課長	山田政信	生活環境課長	渡部源夫
健康子育て課長	伊藤文興	介護サービス課長	水戸瀬重孝
福祉事務所長	夏井正士	農林水産課長	中田和彦
観光商工課長	飯澤主貴	建設課長	三浦秋広
病院事務局長	柏崎潤一	会計管理者	目黒雪子
学校教育課長	吉田雅美	生涯学習課長	加藤秋男
監査事務局長	畠山喜代和	企業局管理課長	菅原長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 4時45分 開 議

○議長（三浦利通君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、午後7時まで延長いたします。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第44号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第44号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第11号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、地方税法における個人番号利用手続の一部が見直されたことから、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、その承認を求めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服審査に係る手続を規定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改

正する条例についてであります。

本案について、委員より、第1点として、職員の人事評価の状況とあるが、市ではこれまで人事評価を実施していなかったのかとの質疑があり、当局から、これまでは勤務評定という形で職員の評価をしていたが、新年度から人事評価制度を導入することにより、このことを公表するものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、休業に関する状況の公表内容と、男性職員の育児休業の取得状況について質疑があり、当局から、内容については、出産休暇や育児休業、長期休業等の取得者数について公表するものである。また、育児休業の取得状況については、平成26年度は、女性の取得可能者数が13人で、全員が取得しており、男性の取得可能者は10人で、取得者はいなかったものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案について、委員より、勤勉手当0.1月分引き上げた増額分はどの程度か。また、地域手当及び単身赴任手当の整備内容について質疑があり、当局から、勤勉手当の0.1月分の引き上げにより、一般会計で約900万円の増となるものである。また、単身赴任手当等の整備については、新年度から、国への行政事務研修として職員1名を派遣する予定としており、勤務地が東京都となることから、新たにこの手当等の規定を整備するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、委員より、第1点として、これまでも一般職に準じて支給割合を改定してきているが、この合わせて改正する考え方について質疑があり、当局から、今回一般職は、県の人事委員会勧告に準じ、県と同様に引き上げている。また、県では、昨年12月の県議会において、特別職の期末手当を引き上げており、県内各市の状況等も調査し、引き上げの方針が多いことなどから、県と同様に0.05月分引き

上げることとしたものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、市長等の給与削減を引き続き実施する考え方について質疑があり、当局から、毎年度、市内経済状況等を勘案した上で判断しており、今回引き続き10パーセント削減の継続が必要であると判断したものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、委員より、第1点として、今回の提案に至った考え方と、県内他市の状況等について質疑があり、当局から、今回、市の特別職も一般職の職員給与改定に準じて期末手当の支給割合を引き上げることから、それとあわせて議員の手当も改定することとしたものである。また、他市の状況については、それぞれの考え方があり、支給割合も各市で違う状況であるとの答弁があったのであります。

第2点として、現在議会において議員報酬の減額等の議論がされている中で、今回の期末手当の引き上げについてはいかなるものかなど意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、旅費の調整及び赴任に係る旅費等の支給に関する規定を整備するとともに、地方公務員法の一部改正に伴う条文整理のため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市職員倫理条例の制定についてであります。

本案について、委員より、第1点として、公益通報者について非常に広い範囲を想定しているが、この考え方について質疑があり、当局から、だれもがその内容について通報できるものではなく、市の事業にかかわっている方々を対象としており、市が

契約している指定管理者や請負契約等締結している事業者等が通報できるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、公益通報制度で最も重要なことは、通報者をいかにして守るかということだと思うが、このことについてどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、この制度は、通報者を保護することを目的として法律が制定されており、法令違反等のおそれがあった場合に通報できる体制を整備し、なおかつ、通報者の身分を保護することが原則としてあるものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、委員より、第1点として、他の軽自動車等との均衡を失しないようにすることについて、今回の増額割合はどのような考え方で算出されたのかとの質疑があり、当局から、平成26年度税制改正により軽自動車税の税率が改正され、標準税率によることとされる軽二輪、三輪、四輪以上のものは、既に税率改正し、本年4月1日から施行されるものであり、今回の小型特殊自動車についても、標準税率と同様の割合で改正するものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、増税により多くの農家への負担が懸念されるが、この増税での税収増をどの程度と見込んでいるのか。また、不公平感をなくす観点から、小型特殊自動車の保有状況の把握を今後どのように行っていく考えであるのかとの質疑があり、当局から、今年度の登録台数の状況から約140万円の増収を見込んでいるものである。また、課税客体の把握については、来年4月1日からの施行に向けて、今後とも通常業務の中で調査し、適正な把握に努めてまいりたいと考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、公道を走行しない車両に課税する根拠について質疑があり、当局から、地方税法において軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、主たる定置所在の市町村において、その所有者に課するとされており、公道走行の有無は問わないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立多数により原案の

とおりに可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号男鹿市総合計画についてであります。

本案について、委員より、第1点として、計画策定協議会を設置し、3回の協議会を経てこの計画案ができ上がったが、協議会の構成と意見等はどのように反映されているのかとの質疑があり、当局から、委員の構成は、行政委員会の委員、公共団体の役職員、町内会の会長とその他必要と認める者として、金融機関、女性団体など計28人の委員を委嘱しており、素案の段階でさまざまな意見をいただき、取り入れることができるものは計画に反映させているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、今回の総合計画での特徴と、計画の製本や市民への周知方法をどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、総合計画における基本構想の大きな特徴は、10年後のビジョンを設けたことであり、数値目標を掲げ、その目標を目指して前期計画及び後期計画を推進していくものである。計画の製本について、予算化はしているが、当委員会での意見なども参考として、現時点では自前での作成を考えている。また、議決後には市広報やホームページに掲載し、市民に周知してまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、人口減少対策が余り強調されていないように感じるが、どのように考えているのか。また、全般的に広くさまざまなことに取り組むようだが、もっと取り組むべきことを明確に強調してもよいのではないのかとの質疑があり、当局から、人口減少対策は、昨年11月に策定した総合戦略において、四つの基本目標を掲げ、具体策を示しているものであり、この総合戦略を包括しているのが総合計画ととらえている。また、市政全般にわたり九つのまちづくりの基本目標を掲げており、この中でも具体的なものとして、滞在型観光につなげる男鹿版DMOの創設や、活気ある地域づくりのためのCCRC構想の推進などに取り組んでいくものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号男鹿市過疎地域自立促進計画についてであります。

本案について、委員より、第1点として、事業計画として数多くの事業が掲げられているが、今後有利な過疎債を優先的に充当し、推進する事業をどのように考えてい

るのかとの質疑があり、当局から、近年、過疎債を充当している主な事業としては、農業における経営体育成基盤整備や漁港整備関係の事業である。数年前は、要望したすべての事業に対し過疎債を充当できたが、近年は全国的に要望が多いことから、県からも事業の選択を求められており、これまで充当してきた従来の事業を優先的に進めてまいりたいと考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、過疎地域自立促進基金積立について、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保など、市民に直結したさまざまなことができそうな事業のように思うが、この活用についてどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、基金積み立てについて、積み立てをできる状況であれば活用していくべきと考えているが、年間の起債発行額を抑制していかなければ今後の公債費の償還もふえてくることから、その兼ね合いなど考慮していかなければならないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第20号から第22号まで及び第26号並びに議案第30号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第20号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船越保育園の定員を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、船越保育園の入所の上限が205人とのことだが、今後これ以上の受け入れは可能かとの質疑があり、当局から、定員については、面積要件や設備要件があり、現状の施設として受け入れできる最大限の人数としている。船越保育園については、未満児の保育需要が高いことから、未満児の定員に余裕がなく、他の園を利用してもらうなどの調整が必要になることも考えられるが、市全体の保育定員では受け入れができるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号男鹿市船越児童福祉センター条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、平成28年4月1日より男鹿市船越児童福祉センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市教育研究所条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、平成28年4月1日より男鹿市教育研究所を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号船川第一小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、船川第一小学校屋内運動場建築工事について、平成28年2月5日に条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船越字内子294番地1616、藤田建設株式会社、代表取締役藤田隆一が4億1千94万円で落札したので、本契約を締結するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定するものであります。

本案について、委員より、指定管理期間を1年間とした理由について質疑があり、当局から、本施設は本年度が現在の指定管理期間の最終年度であるが、老朽化が進んでいることから、平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画についての協議の中で、今後について検討する予定であることから、1年としたものであるとの答弁が

あったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

すいません。議案第20号の審査経過について、先ほど、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第でありますと申し上げましたが、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決したということに訂正させていただきたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第23号男鹿市畑作園芸試験研究センター条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、平成28年4月1日より男鹿市畑作園芸試験研究センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、当局より、男鹿市畑作園芸試験研究センターは、平成16年度から、指定管理者制度により秋田みなみ農業協同組合を指定管理者として管理を委託している。設置後34年が経過し、地域農業の振興に寄与するとの所期の目的は既に達成していると判断し、平成28年3月末の指定期間満了をもって廃止し、廃止後は秋田みなみ農業協同組合への譲渡を検討するとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号男鹿市種苗センター条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、平成28年4月1日より男鹿市種苗センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、当局より、男鹿市種苗センターは、秋田みなみ農業協同組合が今後、優良種苗の供給のみならず種苗販売の強化に努めるとともに、育苗後の施設等を有効活用して地域農業の振興を図るとしていることから、平成28年3月末の指定期間満了をもって廃止し、廃止後は秋田みなみ農業協同組合の譲渡を検討するとの説明

があったのであります。

本案について、委員より、施設廃止後について、ビニール張り替え等が必要な場合は市が支援すると聞いていたが、秋田みなみ農業協同組合への譲渡を検討するとの説明であった。譲渡した場合、暴風雨による被害発生の際、被覆資材等を含め、支援できるのかとの質疑があり、当局から、譲渡した場合、秋田みなみ農業協同組合が所有する施設となるため、市単独での補助は困難である。災害等が発生した場合は、国等の制度と協調しながら支援することは可能と考えている。具体的な支援の基準を示すことはできない状況であるが、秋田みなみ農業協同組合とは、これまでも協力しながら農業施策を実施しているので、ケース・バイ・ケースで協議をしながら対応していきたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、譲渡価格について質疑があり、当局から、先方は無償譲渡を希望しており、その方向で協議をしていくとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢泉台団地に建設中の公営住宅2戸2棟について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号権利の放棄についてであります。

本議案は、市営住宅使用料の未納金について、未納者が市営住宅を退居後に死亡し、連帯保証人も死亡しているため、債権を回収できる見込みがないことから、権利を放棄するものであります。

本案について、委員より、住宅使用料について、支払いがどのくらい滞った時点で納付催促等をするのかとの質疑があり、当局から、原則として3カ月滞納した時点で、電話による催促や臨戸訪問をしているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてでありま

す。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者として、株式会社東北ビルサービスセンターを指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号市道の廃止について及び議案第33号市道の認定についてであります。

本2件は、道路改良事業に伴い、福田線など2路線、延長4千679メートルの市道を廃止するとともに、同じく福田線、大橋向2号線など4路線、延長2千825メートルの市道を認定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、市道の舗装率及び道路パトロールについて質疑があり、当局から、市道延長約812キロメートルのうち、簡易な舗装も含めた舗装率は62パーセントである。また、道路パトロールについては、建設班職員10名がほぼ毎日、工事現場に出る際、また、市民要望の対応の際に行うなど、積極的にパトロールを行い、危険箇所は迅速に処理している。100万円以上の工事費が必要な箇所については、予算額等を見ながら総合的に判断し、補修に当たっているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、除雪対象路線について質疑があり、当局から、385キロメートルを除雪対象とし、市民生活に影響の大きいバス路線、主要幹線を重点的に行っている。また、通勤通学に支障のないように配慮しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第1号から第10号まで及び第34号から第44号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る3日開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

最初に、補正予算関係について申し上げます。

第1点として、市税減額要因と公金着服事件に係る影響の有無について。

第2点として、透析患者数減少に伴う透析設備の活用方法について。

第3点として、社会資本整備総合交付金事業費の減額理由について。

第4点として、セキュリティ強化対策事業の事業概要及び情報漏えい等危機管理への対応について。

第5点として、年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る独自支援の考え方について。

第6点として、農業振興に係る農地集積協力金交付事業費補助金等の減額理由について。

第7点として、公金着服事件後における再発防止策等に対する新たな組織づくり及び監査体制のあり方について。

第8点として、成年後見制度の利用支援に係る支援内容等について。

次に、新年度当初予算関係の質疑について申し上げます。

第1点として、脇本城跡保存整備事業に係る事業費及び事業内容について。

第2点として、コミュニティスクール推進事業の具体的計画内容及び安全性への対応について。

第3点として、二次交通協議会等負担金に係る負担金の性質及び活用の考え方について。

第4点として、地域おこし協力隊員の事業内容及び隊員の定住に向けた対応のあり方について。

第5点として、防犯カメラの運用方法等について。

第6点として、農業振興に対する市独自の取り組みについて。

第7点として、健康増進に向けた取り組みの考え方について。

第8点として、CCRC構想とあわせたUターン施策等への取り組みについて。

第9点として、DMO構想に向けた事業内容及び広域的な組織連携のあり方について。

第10点として、日本スポーツマスターズ2016秋田大会開催に向けた課題等への対応について。

第11点として、津波避難ビル開錠業務の業務内容等について。

第12点として、多面的機能支払交付金事業の活用実績と今後の見通し等についてなどの質疑のほか、建設業協会との懇談のあり方や、おが地域振興公社内における人事交流の考え方及び市の人員削減による行政効果及び勤務体制の考え方について、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第10号まで及び第34号から第44号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第16号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第16号は否決されました。

次に、議案第19号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第15号まで、第17号、第18号及び第20号から第44号までを一括して採決いたします。本42件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本42件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第15号まで、第17号、第18号及び第20号から第44号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程第2 継続審査事件の報告

○議長(三浦利通君) 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。

議会広報特別委員長の報告を求めます。6番古仲清尚君

【6番 古仲清尚君 登壇】

○6番(古仲清尚君) 議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、男鹿市議会会議規則第45条の規定に基づき、中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成26年4月臨時会において、議会だより編集等に関する件を付議事件とし、委員6人をもって設置されたもので、委員長には私が、また、副委員長には中田謙三委員が選任されたものであります。

平成26年4月30日に第1回目の委員会を開催し、これまで17回の委員会開催と、新たな議会広報の足がかりとして、平成26年11月11日と12日に、千葉県袖ヶ浦市及び茂原市への行政視察を実施したものであります。

本特別委員会は、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、男鹿市議会だより発行規程及び男鹿市議会だより編集要領に基づき、紙面の割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、発行前に再度委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

議員改選後、これまで議会だより40号から47号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し、議会での審議内容を正確かつ読みやすく、わかりやすさを大切にしながら、親しまれる紙面づくりを念頭に編集に当たってまいりました。

以上が本特別委員会設置におけるこれまでの活動状況であります。

○議長（三浦利通君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第45号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第45号を上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第45号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第45号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の山本貴紀氏が本年5月10日をもって任期満了となる

ことから、引き続き同氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

山本貴紀氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第33号及び第34号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議案第33号及び第34号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第33号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び第34号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第33号について、提案理由の説明を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 提案理由のご説明を申し上げます。

議員報酬を10パーセント削減するに当たって、私から提案理由の説明を申し上げます。

本市における著しい人口減少、少子高齢化の進行による将来見通しや現状の財政状況は、経常収支比率の悪化、財政調整基金の減少など、まことに厳しいものがあります。議会としても、みずからの身を削らなければならないものとするものです。

よって、議員報酬については、議会改革の一環として10パーセントを削減すべきものであり、現在協議検討されている議員定数についても、来年3月を目途に検討すべきものであります。

会派を超えて議会改革の一環として、皆様方のご理解とご支持をお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 米谷議員、答弁席に着席してください。

次に、議案第34号について、提案理由の説明を求めます。15番中田謙三君

【15番 中田謙三君 登壇】

○15番（中田謙三君） 私から、議員報酬、本則5パーセント削減の提案に当たり、提案理由を申し述べます。

議員報酬のあり方については、議員10名で構成された議会改革検討委員会において、昨年2月から本年2月まで多くの時間を割きながら、議員定数のあり方と合わせ検討・協議を重ねてきたものであります。

提案に至った背景としては、合併時に3万6千人を超えていた人口も、本年3月には2万9千500人まで減少し、少子高齢化が著しく進んでいることは、ご承知のと

おりであります。このため、少子高齢化に伴う扶助費の割合も年々増加傾向にあり、財政圧迫の要因の一つとなっているものと考えます。また、前年度当初予算比マイナス7.0パーセントとなった、平成28年度一般会計予算において、財政調整基金を2億500万円ほど取り崩し、今後も厳しい財政運営が予想されるものです。このほか、国民健康保険特別会計においては、平成26年度1億700万円、今年度2億3千万円が一般会計より繰り入れされている状況にあり、今後、国保税の税率改正についても議論が必要になってくるものと予想されます。このような状況下において、経常収支比率が94.3パーセントと高く、財政の健全性が一層懸念される状況に陥ろうとしているのではないのでしょうか。

一方で、議会の議員報酬は、県内13市において上位4番目に位置していますが、5パーセント削減することで9番目となり、その削減効果は年間750万円ほどになり、議会費の抑制がなされるものであります。今こそ議会として、財政の健全化に向き合う姿勢を示すべきものと考えます。

議員各位の賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

はじめに、議員報酬10パーセント減額案であります、議会案第33号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立少数であります。よって、議会議案第33号は否決されました。

次に、議員報酬5パーセント減額案であります、議会議案第34号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議会議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第35号及び第36号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第5 議会議案第35号及び第36号を一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第5、議会議案第35号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書及び第36号労働時間と解雇の規則強化を求める意見書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第35号及び第36号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第35号及び第36号は、原案のとおり可決されました。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や
予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります。(一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下(IRB脳震盪ガイドライン)でしかみられません。)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあります。まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなります

し、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、S c a t 2 や S c a t 3 において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、F I F A、I I H F、I R B、F - M A R C 等で採用され、P o c k e t S c a t 2 に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの2者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、P o c k e t S C A T 2 の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、Scat3（12歳以下の場合はChild Scat3）を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月16日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 高市早苗様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

文部科学大臣 馳 浩様

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

健康で文化的な生活が保障される社会を実現するには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要です。今、労働の現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働、常に雇用不安に苛まされる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。「過労死等防止対策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自殺する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務です。

こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げるなど言語道断です。今、求められているのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備です。男女が共に働き、子どもを産み育てられる社会を実現するため下記の課題の実現が求められると考えます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働について、「規制強化」を図ること。
2. 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会を目指し、労働者派遣法を早急に改正すること。改正に当たり、派遣労働は臨時的または一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。
3. 解雇の金銭制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、解雇規制を強化すること。

平成28年3月16日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第6、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成29年3月定例会まで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成29年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

午後 5時43分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 笹 川 圭 光

議 員 安 田 健 次 郎